

町田市発注工事における余裕期間制度に関するQ & A

1 余裕期間とはどのような制度ですか？

契約期間の初日から工事を開始すべき日（以下、「工事開始日」という。）の前日までを余裕期間として、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備等を行う期間を設定した工事を発注する制度です。余裕期間の設定は、4 か月を超えない範囲内で、町田市が設定します。

2 余裕期間制度に関する用語について教えてください。

① 余裕期間

受注者が建設資材や労働力を計画的に確保するための期間で、契約期間の初日から工事開始日※の前日までの期間

※工事開始日は、実工期の開始日を指します。

② 実工期

工事開始日から工期末日までの期間（実際に工事を施行するために必要な期間で、準備工事と後片付け期間を含む。）

③ 全体工期

余裕期間と実工期を合わせた期間

3 町田市の余裕期間制度はどのような方式を採用していますか？

余裕期間制度は、発注者指定方式、任意着手方式、フレックス方式の3つの方式がありますが、今回試行導入するのは、市が工事開始日及び工期末日を指定する発注者指定方式とします。

<町田市が試行する余裕期間制度>

「発注者指定方式」

余裕期間内で工事開始日を市があらかじめ指定する方式



4 余裕期間制度の対象工事であるかはどうすればわかりますか。

入札公告や指名通知において、余裕期間制度の試行対象工事である旨及び市が指定する工事開始日等について明記します。

また、特記仕様書にも記載しますので、併せて確認してください。

5 余裕期間が設定された工事で、受注者の都合により余裕期間をとらないことはできますか？

発注者指定方式では、発注者が工事開始日を指定しているため、受注者側の都合による変更は原則としてできません。

6 現場代理人及び技術者等は、いつから配置しなければいけませんか。

余裕期間内は、現場代理人及び技術者等の配置を要しません。工事開始日から配置が必要となります。

7 技術者等の専任を要する工事であっても、余裕期間内は他の工事に従事できますか。また、現場代理人の常駐を要する工事であっても、余裕期間内は他の工事に従事することはできますか。

技術者等については、両工事とも専任を要する場合であっても、余裕期間内は技術者等の配置を要しないため、契約中の他の工事に従事することができます。

また、現場代理人については、両工事とも常駐を要する場合であっても、余裕期間内は現場代理人の配置を要しないため、契約中の他の工事に常駐することができます。

○同一の技術者等・現場代理人が従事可能な例



8 余裕期間内に完了する予定の他の工事に従事している技術者等（専任を要するもの）を余裕期間制度の試行対象工事の技術者等として配置することはできますか。

余裕期間内は技術者等の配置を要さないため、工事開始日までに他の従事中の工事が完了すれば、余裕期間制度の試行対象工事の技術者等として配置することが可能です。この場合の工事の完了とは、完了検査の合格を指します。

9 受注している工事の完成を見込んで、余裕期間制度の試行対象工事を契約した場合、前の工事が予定どおり完成せず、配置予定技術者を工事開始日から配置することができなくなった場合は、どうなりますか。

工事開始日に現場代理人及び技術者等が配置できない場合は、工事請負契約款に基づき契約解除や入札参加資格停止措置を講じることがあります。

現場代理人及び技術者等の配置は、受注している工事の進捗状況等を十分に把握した上で行っていただくようお願いいたします。

10 余裕期間内に現場代理人及び技術者等の選定は必要ですか？

現場代理人及び技術者等通知書の提出や、コリンズの登録にあたり選定が必要です。

11 余裕期間内に現場代理人及び技術者等を変更することは可能ですか？

現場代理人及び技術者等については、配置予定技術者調書に記載されている技術者等（以下、変更前技術者等）を原則として配置することとします。特段の事情等（病休、死亡及び退職等）によって余裕期間内に技術者等を変更する場合は、当該工事の監督員と協議のうえ、変更前技術者等と同等以上の資格を有する適切な技術者等を確保し、変更する技術者等の資格が確認できる書類を監督員に提出してください。

12 余裕期間内にできる作業、できない作業を教えてください。

余裕期間内に行う準備は原則として受注者の責任により行うこととします。労働者の確保、現場に搬入しない資機材等の準備、関係者との協議、書類作成などが可能ですが、現場での測量、現場への資材搬入や仮設物設置など工事開始と判断される準備等はできません。また、現場踏査等を踏まえた関係者協議は行えません。工場製作が含まれる工事における工場製作工は工事開始と見なしますので行えません。工場製作工に係る作図、打合せ等準備は可能となります。

【余裕期間内にできる作業の例】

- ・資機材（工事用資材及び機械等）の準備
- ・労働者の確保（下請負人との契約（ただし工期は実工期内となっていることとします））
- ・設計図書の照査
- ・現場の下見
- ・現場に搬入しない資機材の準備（購入）
（元請けとして技術的な管理が必要な工場製作は除く）

- ・工事看板等の作成
- ・上記の作業に係る、関係者との調整

【余裕期間内にできない作業の例】

- ・資機材の現場への搬入
- ・工場製作（技術的な管理を必要としない機器単体費等の手配は除く）
- ・現場事務所の設置
- ・仮設物の設置（工事看板、予告看板等含む）
- ・測量、試掘
- ・除草、樹木伐採
- ・発注者との協議（工事開始日の変更協議は除く）
- ・関係機関との協議
- ・現場事務所の設置
- ・現地測量
- ・現場での埋設物調査、試掘
- ・支障物件の撤去
- ・工事のお知らせの配布
- ・工事写真の撮影
- ・施工計画書の作成
- ・仮設工事
- ・発注者（監督員を含む）との協議
- ・交通管理者との協議
- ・近隣住民（自治会等を含む）等との調整
- ・上記の作業に係る、関係者との調整

1 3 余裕期間内に行える関係者との協議と、行えない関係者との協議の違いは何でしょうか。

労働者の確保や現場に搬入しない資機材等の準備など、余裕期間内に行えることに関係した調整に必要な協議は可能ですが、上記 Q&A【余裕期間内にできない作業の例】のような協議については、工事開始日以降に行う必要があります。

1 4 余裕期間内に現場での測量はできますか。

余裕期間内は、技術者等の配置が不要であり、資機材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行うことはできません。したがって、現場における工事の準備行為である測量についても、行うことはできません。ただし、現場に搬入しない資機材等の準備は、受注者の責任において行うことができます。

15 余裕期間内に下見等のために現場内に立ち入ることはできますか。

準備行為にあたる作業はできませんが、一般公開されている範囲内で準備行為にあたらない下見は可能です。工事の準備行為にあたらない現場の下見については、工事開始日の前日までの間は、監督員と相談の上、行ってください。

16 余裕期間内の工事状況報告書は提出する必要がありますか。

余裕期間内に準備を行った場合は、通常の工事と同様、工事状況報告書を提出してください。ただし、現場着手はできませんので、予定工程ならびに実施工程は「0%」となります。そのため、備考欄に「余裕期間内」等を記載することが望ましいです。

17 契約書に記載する工期は、どの期間になりますか。

全体工期を記載してください。

18 契約保証は実工期の期間だけでよいですか。

契約保証期間については、全体工期（契約期間の初日から工期末日まで）を満たすものとしてください。

19 前払金はいつから請求可能ですか。

一般的な工事と同様、契約締結日から20日以内となります。

20 中間前払金の申請要件でいう工期は、どの期間を指しますか。

全体工期を指します。

21 工事関連書類（着手届等）の提出時期は、一般的な工事と比べて違いがありますか。

工程表、着手届、現場代理人及び主任技術者等通知書については、一般的な工事と同様、契約締結後速やかに提出してください。現場踏査等が必要となる「解体等工事を行う建築物の石綿事前調査結果説明書」や「各施工計画書」については、技術者等が配置される工事開始日以降の作成・提出となります。